

ID: 150

担当部署: 税務課

<b>処分の概要</b>	減免の取消し		
<b>例規名 根拠条項</b>	新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したこと等による介護保険料の減免に関する条例 第5条第1項		
<b>例規番号</b>	令和2年条例第17号		
<b>【基準】</b>			
第5条の規定による。 (減免の取消し)			
第5条 町長は、偽りの申請その他不正の行為等により介護保険料の減免を受けた者に対しては、直ちに当該減免を取り消すものとする。			
2 前項の規定により減免の決定を取り消された者は、減免により支払を免れた額を町長が指定する期日までに返還しなければならない。			
<b>備考</b>			
<b>設定年月日</b>	令和3年4月2日	<b>最終変更年月日</b>	年 月 日